

令和 7 年 6 月 1 日

各 位

北栄町産業振興課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度「捕獲確認マニュアル」の徹底について（通知）

日頃より本町の鳥獣被害対策にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

鳥獣被害対策実施隊を中心に、鳥獣被害対策の体制の強化を図っているところですが、令和 7 年 4 月より「鳥取県 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等における捕獲確認マニュアル」が改正になっています。

新しいマニュアルでは従来どおりのボード看板明示、「足下頭右側に統一」「白スプレーで捕獲日明示」のほか、不正防止のため従来写真に加え、「追加証拠の写真」提出が必要です。今一度ご確認ください。

新しいマニュアルのとおり写真が撮影されない場合は、捕獲奨励金が支払いできませんので十分にご注意ください。

ご不明な点がございましたら農林振興室吉岡まで問い合わせください。

記

※添付資料「書類確認の方法」をご確認ください。

捕獲確認の写真はマニュアル通りの方法で捕獲従事者本人が撮影。電子メールにより町産業振興課へ画像ファイルを提出。メールアドレス：sangyo@e-hokuei.net へ送信。

イノシシ、シカについては尾を根元から切断し町産業振興課へ持参。写真、尾とも捕獲から 1 週間を目途に提出。携帯電話での撮影方法、メール送信方法が分からない場合はご連絡ください。

「追加証拠の写真」について

県から例が示されていますが、北栄町では「パターン②」最初のマーキング撮影の後、見え消し線を入れた写真を追加することとしたいと思います。

【イノシシ、シカ以外の獣種について】 イノシシ、シカ以外の獣種の捕獲確認についても同じ要領で写真を撮影し電子メールで町産業振興課へ提出してください（尾はイノシシ、シカ以外は提出不要）。個体の大きさによって、日付、通し番号、×印等、スプレーできる範囲でマーキングしたうえで撮影してください。

以上

【お問い合わせ先】

担 当 課 農林振興室 吉岡

T E L (0 8 5 8) 3 7 - 3 1 5 2